

2021年1月8日

お客さま各位

昭光通商保険サービス株式会社

1都3県に対する「緊急事態宣言発令」後の営業体制につきまして

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、1月7日に東京・神奈川・埼玉・千葉の1都3県に対して政府による「緊急事態宣言」が発令されました。弊社では、お客様、お取引先ならびに従業員の健康と安全を確保するため、新型コロナウイルス感染が収束するまでの一定期間におきまして、出社する従業員の人数を縮小して業務運営を継続して参りますので、事務所への電話が繋がりにくい場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、弊社ホームページからの問い合わせや各担当への緊急連絡先を併せてご利用いただきますよう、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

<適用期間> 1月8日 ～ 新型コロナウイルス感染収束までの一定期間

※政府・行政機関の対応や感染収束の状況に応じて営業体制も変更いたします。

<営業時間>

営業日 : 月～金 9:00 ～ 17:30

休業日 : 土日祝日

<緊急連絡先>お問い合わせ時間 平日: 9:00 ～ 17:30

営業第一部 (法人部門) 担当: 大竹 (080-4881-0982)

山中 (080-3242-1780)

営業第二部 (個人・生保部門) 担当: 平澤 (070-1382-7259)

管理部 担当: 天野 (070-3309-9071)

以上